

関係者各位

労働者派遣法第 23 条第 5 項 及び 施行規則第 18 条の 2 に基づき、下記の情報を記載します。

■労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

○当該事業所における派遣事業実績（令和 8 年 6 月労働者派遣事業報告時点）

派遣労働者の数	- 名
派遣先の数	- 件
マージン率（小数点以下第 2 位四捨五入）	- %
労働者派遣に関する料金の平均額	- 円
派遣労働者の賃金の平均	- 円

○（参考）当社における派遣事業実績（令和 8 年 6 月労働者派遣事業報告時点）

派遣労働者の数	1, 4 0 1 名
派遣先の数	4 0 6 件
マージン率（小数点以下第 2 位四捨五入）	2 8. 8 %
労働者派遣に関する料金の平均額	1 6, 6 9 8 円
派遣労働者の賃金の平均	1 1, 8 8 2 円

※「派遣労働者の数」には日々雇用の派遣労働者を含む

○教育訓練・キャリアアップに関する事項 ※教育訓練の一部

教育訓練内容	対象者	費用負担	賃金支給	種別
新規登録説明会時の教育訓練 （現場ルール、基礎安全教育 等）	新規登録者	無 料	-	-
初勤務者への教育訓練 （現場ルール・基礎安全教育等）	派遣労働者	無 料	有 給	入職時
班長学習会・班長 e-ラーニング （向上訓練・安全教育）	派遣労働者 （当社規定の班長）	無 料	有 給	職能別
フォークリフト研修 フォークスタッフ e-ラーニング	派遣労働者（フォークリフト乗 車）	無 料	有 給	職能別

※他に大型集合訓練（震災対策訓練 等）を実施。また、上記以外にも各種研修・資格講習あり

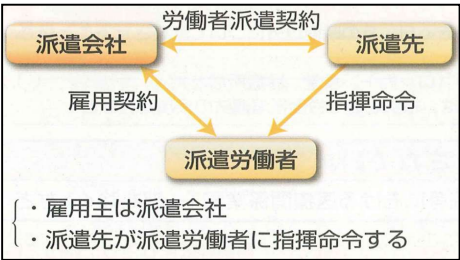
○キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL：03-3350-5984 （支店長）

○その他、参考になると認められる事項

- ・フォークリフト技能講習（安衛法）の取得サポートあり。
- ・「社会保険・雇用保険」/「年次有給休暇」/「法定休暇」/「定期健康診断」
- ・派遣スタッフを対象に弊社社員への登用制度あり。（※試験あり）

○労働者派遣制度の概要

◆労働者派遣のしくみ



■労働者派遣法 第 31 条の 2 第 4 項の規定に基づく派遣元の説明義務に関する事項

派遣労働者は、派遣元に対し、

- (1) 協定により賃金等の待遇が決定されていることを含め、労働者派遣法に定める待遇の確保に関する決定をするに当たって考慮した事項
 - (2) 派遣先の実施する教育訓練及び派遣先が利用の機会を与える福利厚生施設に関して、派遣先の通常の労働者との待遇の相違（内容・理由）について説明を求めることができる。
- 担当：新宿中央支店 支店長 富岡 幸一郎 TEL：03-3350-5984

●待遇に関する事項等の説明（説明事項等）について

＜労使協定締結の有無＞：締結なし

■派遣労働者として就業した場合における賃金額の見込み・その他の待遇に関する事項

【賃金額の見込、及びその他待遇】

基本時給	東京都：1,280 円～	埼玉県：1,196 円～
	千葉県：1,195 円～	茨城県：1,136 円～ ※10 月 17 日以前は 1,074 円～
諸手当	班長/統括班長手当	日額 500 円/1,000 円
	フォーク手当	日額 300 円～
	滅菌講習手当	日額 200 円
	個人情報保護講習手当	日額 200 円
	衛生推進者講習手当	日額 200 円

※上記の他、会社が必要と認めた場合、手当を支給する場合があります。

【会社概要】

- ◆商号：テイケイワークス株式会社
- ◆本社：〒160-0022 東京都新宿区新宿三丁目1番24号 京王新宿三丁目ビル7F
- ◆役員：代表取締役 岡田 竜也 ◆URL：<http://www.teikeiworks.co.jp>
- ◆設立：昭和58年4月 ◆資本金：5,000万円
- ◆売上：62.5 億円（令和7年7月～令和8年6月）
- ◆取引実績：6,500 社以上（令和8年6月現在）
- ◆事業内容
 - ・労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業（派 13-080093）
 - ・有料職業紹介業（13-ユ-080306）
 - ・アウトソーシング全般
- ◆Pマーク（平成23年2月取得）
- ◆拠点数：14 支店 2 事業所
- ◎支店：町田・柏・新宿中央・南越谷・立川・つくば・平塚・海老名
大宮・川崎・川越・久喜・船橋・池袋
- ◎事業所：平和島・座間

テイケイワークス株式会社 池袋支店